

愛川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部改正にあたり、パブリック・コメント手続  
を実施しなかった理由について

愛川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例  
については、愛川町自治基本条例第19条第1項第1号イに規定する「町民等に義務を  
課し、又はその権利を制限する条例」に該当し、パブリック・コメント手続の対象とな  
る条例です。

今回の改正については、「子ども・子育て支援法」の一部改正により、愛川町特定教  
育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正す  
るものでありますが、法令改正に伴う文言の整理であるため、愛川町自治基本条例第1  
9条第2項第4号（軽微なもの）の規定を適用し、パブリック・コメント手続を実施し  
ないこととし、同項後段の規定により実施しなかった理由をお知らせするものです。